

# 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、住民票又は戸籍謄本などを第三者（本人等の代理人及び本人等以外の者）に交付したとき、交付したことの通知が欲しいと事前に登録している人に対して、その事実を通知するものです。

## ■本人等とは：

- ・住民票関係／本人又は本人と同一の世帯に属する者。
- ・戸籍関係／本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属。

住民票の写しなどの交付事実を通知することにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報等の不正使用防止や事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待されます。

## ■登録ができる方

- ①本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている人（住民基本台帳又は戸籍の附票から除かれた人を含む。）

## ②本町が作成

した戸籍に記録されている人（戸籍から除かれた人を含む。）ただし、死亡した人、失そう宣言を受けた人は対象としません。



## ■登録期間

申請受付日の翌日からです。

## ■登録に必要なもの

- ・登録する方の本人確認書類（運転免許証・パスポート・個人番号カード等）
- ・代理人の場合は、代理人選任届及び登録する方と代理人の本人確認書類
- ・法定代理人の場合は、戸籍謄本等の資格を証明する書類及び登録する方と法定代理人の本人確認書類
- ・印鑑

▼詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23-7714）まで

# 国民年金保険料控除証明書は申告時に必要です

**国** 国民年金保険料は、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除の適用を受けるためには、保険料を納めたことを証明する書類を添付することが義務付けられています。

11月上旬に社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されますので、申告を行うまで大切に保管してください。控除証明書が送られてこない場合は、和歌山西年金事務所までご連絡ください。控除証明書が送られてこない場合は、和歌山西年金事務所までご連絡ください。



## 申告まで大切に保管してください

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

親展  
999-9999  
〇〇県〇〇市  
△△ △△ 様  
お問い合わせ先等

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

証明日  
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

納付対象月欄  
※「済」又は「見」で表示しています。

①納付済  
②見込み額  
③合計額

▼詳しくは、和歌山西年金事務所 国民年金課（☎073-447-1660）、ねんきん加入者ダイヤル（0570-003-004）まで

※時間帯によってつながりにくい事があります。ご面倒ですが、何度かお問い合わせください。

～同じ立場の方同士で交流しませんか～

## 認知症の方とその家族がつどう会

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して安全に生活を継続していくためには、家族や周囲の方による見守りや介護は不可欠です。

しかし、介護の負担が重くなり、家族自身が日々の介護の悩みや将来の不安から介護生活が行き詰まってしまうこともあります。

85歳以上の方の4人に1人が認知症と言われるなか、同じ立場や気持ちで介護を続けている仲間がいます。同じ立場の方同士集まり、ざっくばらんに日々の思いについて話し合い、思いを共感することでお互いの心を軽くしませんか。

認知症の方も一緒にお越しいただくことも可能です。専門職の見守りを受けて認知症の方同士交流し気分転換する場としてご利用ください。

■開催日／原則毎月第1水曜日

※1月は第2水曜日

■時間／13時30分～15時

■場所／保健福祉センター2階  
ボランティア室

※認知症のご本人や認知症の方を介護するご家族、認知症の人と家族の会和歌山県支部の方々と交流しています。

※介護の工夫や医療等についての情報収集の場としても活用しましょう。

### ■参加者の声

○自分の思いを話したり、同じ立場の方の話を聞くことで気持ちがずいぶん楽になった。

○自分の体験談を今介護されている方に伝えて役立ててもらいたい。

○「自分だけじゃないんだ」と思えた。

▶詳しくは、地域包括支援センター（☎23—7724）まで



## マイナンバーカードの取得のご案内

10月・11月をマイナンバーカード取得促進の取組月間として、積極的に取組を行っています。マイナンバーカードは初回交付無料となっています。顔写真付きの本人確認書類として利用できるほか、今後活用できる幅が広がっていく予定なので、この機会にぜひ交付申請を行ってください。郵送または、パソコン、スマートフォンから申請できます。詳しくはお問い合わせください。

※マイナンバーカードの作成には時間がかかります。申請してから交付のお知らせのハガキを郵送するまで1か月程度かかります。ハガキが届いたら、カードの交付を受ける本人が必要な書類をそろえて窓口まで来庁する必要があります。



▶詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23—7714）まで



## 居場所サロン紹介 vol.4

—心と身体を健康に 笑顔いっぱいの地域活動—



### 居場所 青空

居場所青空では、手芸や脳トレ、健康づくりや美容に関する講話など、いろいろなことを企画し、みんなで楽しみながら取り組んできました。「もっと回数を増やしてほしい」という声が出ているほどです。

会員同士のつながりを深めながら、「健康づくり」「生きがいづくり」「友達・仲間づくり」の場として、地区になくってはならない居場所として親しまれるようがんばっていきます。

■開所日／毎月第3金曜日

■会場／広公民館

■主な活動内容／工作作り、誕生会、脳トレ、茶話会 等

■参加費／100円

### にこにこサロン落合

地区人口が少ない中、なじみのメンバーで月に1回集っています。茶話会が中心となりますが、地区のお寺の清掃活動なども行っています。また、年に数回、講師を招き、地区での生活課題や健康や栄養について学び、自分たちの暮らしについて考える良い機会にもなっています。

「ほっこり心が休まる地域の交流の場」となるようこれからも活動していきたいと思えます。

■開所日／月1回（不定期）

■会場／落合公民館

■主な活動内容／ひも体操、ことば作り、講話、茶話会 等

■参加費／なし

▶詳しくは、地域包括支援センター（☎23—7724）まで

## 介護予防レクササイズ

65歳以上の方を対象として地域でいつでもその人らしく生活していけるように介護予防教室を実施しています。

■研修会／「食べて元気にフレイル予防」

■講師／在宅栄養士 田又 厚子 先生

■日時／11月30日（月）

午後1時30分～午後2時30分

■場所／なごみ交流センター（旧広川第一保育所）介護予防室

※送迎が必要な方は、当日の午前11時30分までに地域包括支援センターへご連絡ください。

※なお、都合により日程、内容が変更となる場合があります。

▼詳しくは、地域包括支援センター（☎23—7724）まで



—有田みかんが当たる—

# 湯浅・広川日本遺産巡りスタンプラリーについて

広川町と湯浅町は隣接する町でありながら、それぞれ別のテーマ（ストーリー）で国の日本遺産に認定されています。

広川町は『「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～』のストーリーで、湯浅町は『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』のストーリーでそれぞれ認定を受けています。

広川町と湯浅町では、両町日本遺産のPRとコロナ禍で落ち込んだ観光産業の消費の回復を目的とし、共同で日本遺産の構成文化財や飲食店等を周遊するスタンプラリーを実施中です。

該当の箇所を巡回して条件を達成した方に、特典として有田みかんを抽選で贈呈しますので、町民の皆様も身近にある日本遺産をこの機会に巡ってみてはいかがでしょうか？

なお、スタンプラリーの実施期間は11月30日(月)までとなっています。

※スタンプラリーの台紙は、役場、稲むらの火の館、観光案内所、広八幡宮、ふれあい館、ほたるの湯などで配布しています。



▶詳しくは、産業建設課 産業班 (☎ 23—7764) まで

## 農業委員会から農家の皆様へ 農地の貸し借りの際は農業委員会で 手続きが必要です

「自分の農地だから、自由に貸し借りしてもいい。誰にも迷惑をかけないから大丈夫。」農地の貸し借りについて、このように認識されている農家の方が増えています。

次のようなケースは農業委員会で貸し借りの手続きが必要です。で、お知らせください。

- ・昔から手続きをせずに親戚・知人等と農地の貸し借りをしている。
- ・面倒だから手続き無しで農地を貸し借りしている。
- ・転作・税金等の関係があるので、農地の貸し借りの手続きをしていない。

■手続きをしていなかったため発生した問題の一例

〈地主〉

○農地を返して欲しい時に、拒否された。

○農地を返してもらったときに離作料を請求された。

○地主が死亡し、誰に貸しているのかわからなくなった。

〈借り手〉

○突然地主から「農地を返してもらおう」と一方的に言われた。

○地主が死亡した際、遠方に在住の相続権者から無断耕作だと言われた。

農地の正しい貸し借りには次の3つの方法がありますので、農業委員会まで相談してください。

- ・農地法第3条による貸し借り
- ・農業経営基盤強化促進法による貸し借り
- ・和歌山県農地中間管理機構を介しての貸し借り



▼詳しくは、広川町農業委員会(☎ 23—7764)まで



## クラウドファンディングの個別相談会を開催します

クラウドファンディングとは、様々な取り組みやアイデアをインターネット上で発表することで、その取り組みに共感した全国各地の人々から広く支援金を募ることが出来るサービスです。

広川町では、今年も地元活性化や福祉貢献など、夢を実現したくても資金や知識不足で困っている方の為に、FAAVO和歌山ひろがわの外部アドバイザーである渡部直樹氏と共に、クラウドファンディング・プロジェクトの支援を行っています。

今年には新型コロナウイルス感染症対策として、ZOOMを使ったオンラインでの個別相談会を下記日程で開催することが決定しました。一案件につき45分間、外部アドバイザーに相談することができます。

お申し込みはメールまたは専用フォーム（QRコード）にて常時受け付けております。

受付の締め切りは相談日の一週間前、満席になり次第受付終了と

### クラウドファンディング個別相談会日程（ZOOM）

◆日程：11月25日（水）13時～17時  
※来月以降の日程については広報でお知らせします。

◆担当：広川町 企画政策課・丸山

✉ kikaku4@town.hirogawa.wakayama.jp

クラウドファンディング個別相談会  
お申し込み専用フォーム→

※右記QRコードを読み込んでお申し込みください。



なりますので、ご興味のある方はお早めにお申し込みください。（調整可能であれば左記日程以外も対応させていただきます。）  
なお、外部アドバイザーへの相談およびプロジェクトの立ち上げ後、成功に導くためのアドバイスなどはすべて無料でお受けいただけます。

## 「広川町暮らしの便利帳」を作成します

広川町は株式会社サイネックスと官民共同により「広川町暮らしの便利帳」を発行することとなりました。暮らしの便利帳とは町の概要、歴史や観光等の地域情報に加え、役場での手続きの案内や行政情報等、皆さまの暮らしに役立つ情報をまとめた冊子です。

この冊子の発行や全世界に配布する費用はサイネックスが募集する広告の掲載料でまかないます。掲載広告を募るため、サイネックスの担当者が町内事業所を訪問しますので、ご了承ください。

### ■「広川町暮らしの便利帳」概要

サイズ：A4 判フルカラー  
発行時期：令和3年1月（予定）

### ■問い合わせ

- ・広告の掲載について  
株式会社サイネックス阪和支店（☎073-432-6308）
- ・その他の問い合わせ  
企画政策課（☎23-7731）



▲暮らしの便利帳表紙（案）

## 税務課からのお知らせ

中小企業者等の皆様方において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月から10月までの間の連続する3か月において、30%以上の減収があった場合に、令和3年度の固定資産税（土地を除く、事業用の償却資産及び事業用建物（併用建物の場合はその割合））の減免を受けることができます。

詳しくは、町ホームページもしくは中小企業庁ホームページをご確認ください。

なお、町税務課に減免申告書を出す前に、まずは認定経営革新等支援機関等の認定が必須条件となっています。

また、減免申告書の受付は、令和3年1月4日から2月1日までとなっており、期間が限られていますので、ご注意ください。

### ■町ホームページ

<https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/zeimu/kotei.html>

### ■中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>



町ホームページ



中小企業庁ホームページ

▶詳しくは、税務課（☎23-7734）まで

## 生ごみ処理機（電気分解型）購入の補助金制度

生ごみを自家処理し、堆肥として自然にかえすことで、ごみの減量と資源化を図るため、町では電気分解型生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付します。

### ■補助金の額

購入費（消費税を含む）の2分の1（補助金限度額50,000円）

※1世帯につき1台限りです。

### ■補助金を受けられる方の要件

- ・町内に住所を有する方
- ・町内の販売業者から購入すること

### ■申請方法

購入前に、認印を持参のうえ「補助金交付の承諾」を受けてください。

▼詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23-7714）まで

## 津木出張所のご案内

**津** 木出張所では、役場の出張所として窓口業務を行っております。

津木地区にお住まいの方は是非ご利用ください。

### ■出張所の主な取扱事務

戸籍、住民票、印鑑証明書、その他証明書交付等

その他手続きにつきましては、住民環境班までお尋ねください。

※交付に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。

※津木出張所では、戸籍届出及び戸籍の郵送申請は取り扱っておりません。

### ■開庁日

月・水・金（祝日の場合は、翌日が開庁日。土日祝日は閉庁となります。）

※右記以外に諸事情等により閉庁となる場合があります。

### ■時間

8時30分～17時15分

広川町役場 津木出張所

広川町大字下津木764番地6  
（☎67-2001）

▼詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23-7714）まで